特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、児童手当の支給に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況届受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤サービス検索・電子申請機能での書類の受領 ⑥マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第81の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表42、53、76、125、161の項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表106、107項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て支援課こども給付係
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係　0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部子育て支援課こども給付係　0289-63-2172
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月9日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月9日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを毎年受講している。この研修においてはデジタル・セキュリティ担当部署がとりまとめを行っており、さらにまた未受講者がいないよう本事業にかかわる職員（会計年度任用職員を含む）に部署内で周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」といえる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報を取り扱う事務　②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤サービス検索・電子申請機能での書類の受領 ⑥マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
平成29年7月5日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年7月5日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二　第74項及び第75項	【情報提供】番号法第19条7号、別表第二　第26、30、87項 【情報照会】番号法第19条7号、別表第二　第74項及び第75項	事後	
平成29年7月5日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署	保健福祉部こども支援課こども給付係 こども支援課長　山野井　健	こども未来部子育て支援課こども給付係 子育て支援課長　大谷　薫	事後	
平成29年7月5日	Ⅰ関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部こども支援課こども給付係　0289-63-2172	こども未来部子育て支援課こども給付係　0289-63-2172	事後	
平成29年7月5日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年3月5日　時点	平成29年7月5日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月5日　時点	平成29年7月5日　時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一　第56項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一　第56項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第44条	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第26、30、87項 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第74項及び第75項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第26、87項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第74項及び第75項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第40条	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長　大谷　薫	子育て支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成29年7月5日	平成31年2月14日　時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年7月5日	平成31年2月14日　時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	
令和2年7月30日	Ⅰ関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係　0289-63-2138	総務部総合政策課総務係　0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	平成31年1月18日　時点	令和2年7月16日　時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目　2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月18日　時点	令和2年7月16日　時点	事後	
令和3年10月27日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第26、87項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第26、87項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総合政策課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和3年10月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日　時点	令和3年10月27日　時点	事後	
令和3年10月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日　時点	令和3年10月27日　時点	事後	
令和5年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月27日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	
令和5年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月27日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	
令和6年11月7日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一　第56項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、第81項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月7日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第26、87項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第74項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第40条	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表42、125、141、161項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表106，107項	事後	
令和6年11月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日　時点	令和6年11月7日　時点	事後	
令和6年11月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日　時点	令和6年11月7日　時点	事後	
令和6年11月7日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	–	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月7日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	–	9） 従業者に対する教育・啓発 十分である 特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを毎年受講している。この研修においてはデジタル・セキュリティ担当部署がとりまとめを行っており、さらにまた未受講者がいないよう本事業にかかわる職員（会計年度任用職員を含む）に部署内で周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」といえる。	事後	
令和7年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月7日　時点	令和7年6月4日　時点	事後	
令和7年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月7日　時点	令和7年6月4日　時点	事後	
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、第81項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第81の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表42、125、141、161項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表106，107項	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表42、53、76、125、161の項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表106、107項	事後	
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部総合政策課総務係　0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係　0289-63-2138		
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月4日　時点	令和8年9月9日　時点	事後	
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月4日　時点	令和8年9月9日　時点	事後	